

埼玉県 6 次産業化サポーター公募要項

埼玉県では、6 次産業化に取り組む農業者等の支援強化を図るため、取組の発展段階に即した各種相談等に対応する専門家「6 次産業化サポーター」を募集します。

1 主な業務内容

農業の 6 次産業化支援事業の理解のもと、埼玉県 6 次産業化等サポートセンター（地域資源活用・地域連携サポートセンター）（以下「サポートセンター」という。）と協力しながら、次の（１）及び（２）により、支援対象者への支援を行います。

- （１）支援対象者の経営ビジョンや経営改善計画、総合化事業計画等の目標達成に向けた支援。
- （２）サポーター支援報告シートの作成及びサポートセンターへの提出。

2 応募資格

6 次産業化サポーター候補者に応募しようとする者は次の（１）から（３）の要件を全て満たしていることが必要です。

- （１）下記に掲げる分野のうち 1 つ以上の高度な専門的知見を有していること。

- ア 食品衛生管理
- イ 生産管理
- ウ 農林水産物の加工技術
- エ 商品設計
- オ 販路開拓
- カ 輸出
- キ PR 陳列方法、ホームページ・SNS の構築及び活用
- ク 農林水産物（加工品）のマーケティング・新商品企画
- ケ その他 6 次産業化に取り組む農業者への専門的な知識、経験

- （２）6 次産業化に関する案件について、サポート業務若しくはコーディネート業務に携わった経験があり、一定の実績を有していること。又は、6 次産業化に取り組んだ農業者等であって、一定の成果を上げていること。
- （３）6 次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確に助言できる能力を有していること。

3 募集人数

若干名

4 選考方法

- （１）書類審査により選考します。なお、面接を実施する場合もあります。
- （２）選考結果については、速やかにすべての応募者に通知する予定です。なお、選考に係る経過、選考結果等に関するお問合せにはお答え出来ませんので、あらかじめ

御了承ください。

5 業務形態及び謝礼等

埼玉県からの依頼を受け、業務を実施していただきます。また、業務の実施に係る謝金として、1時間当たり8,000円（交通費、税込）が支給されます。

6 応募方法

（１）応募に当たっては、事前に次の事項について御確認ください。

（ア）6次産業化サポーターとして活動していただくには、埼玉県からの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。

（イ）応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選考結果は無効となります。

（２）応募は自薦によるものとし、必要書類を以下のとおり提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

- ・ 提出書類 身上調書（様式第1号）、農林漁業者等への支援実績及び専門的知見の概要（様式第2号）、補足資料（任意）を各1部
- ・ 提出期間 令和7年4月23日（水）午後5時まで
- ・ 提出方法 電子メールに提出書類を添付して送付

【提出先】

a4105-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当（新井、北條）

※電子メールを使用できない方は御相談ください。

（TEL：048-830-4095）

7 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。